

2018. 11. 29 新日鉄住金事件 ソウル中央地方法院（控訴合議部）判決（仮訳）

翻訳者 李洋秀 山本晴太 市場淳子



ソウル中央地方法院

第2民事部

判決

事 件 2016 나 56389 損害賠償 (기)

| | |
|---------|--|
| 原告、被控訴人 | 1. 鄭(チョン)ポギン 江原道(カンウオンド)東草市(ソクチョシ)以下省略(個人情報のため) |
| | 2. 金(キム)ムンソン 江原道(カンウオンド)東草市(ソクチョシ)以下省略(個人情報のため) |
| | 3. 金ムンサム 全州市(チョンジュシ)完山区(ワンサング)以下省略(個人情報のため) |
| 被告、控訴人 | 原告ら訴訟代理人法務法人 ヘマル 担当弁護士 金世恩(キム・セウン) 新日鉄住金株式会社 日本国東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 代表者 代表取締役 進藤孝生 訴訟代理人 弁護士 チュ・ハンイル、朴チョンオク |
| 第1審判決 | ソウル中央地方法院 2016 年 8 月 19 日 宣告 2015 가단 86115 判決 |
| 弁論終結 | 2018 年 11 月 8 日 |
| 判決宣告 | 2018 年 11 月 29 日 |

主 文

1. 被告の控訴を棄却する。
2. 控訴費用は被告の負担とする。

請求の趣旨および控訴の趣旨

1 請求の趣旨

被告は原告鄭ボギンに 42,857,142 ウォン、原告金ムンソン、金ムンサムに各 28,571,428 ウォンおよび上記の各金員に対する本件訴状副本送達の日から支払済みまで年 20%の割合による金員を支払え。

2 控訴の趣旨

第 1 審判決中の被告敗訴部分を取消し、その取消部分に該当する原告の請求を各棄却する。

理 由

1 第 1 審判決の引用

被告の控訴理由は第 1 審における主張と大きく異なることはなく、第 1 審と当審で提出された証拠を検討しても、第 1 審の事実認定と判断は正当なものと認められる。したがって当裁判所の判決理由は下記第 2 項のように改める他は第 1 審判決理由と同様であるから、民事訴訟法第 420 条本文により、これをそのまま引用する。

2 改める部分

○ 第 1 審判決 10 頁 20 行「2012 年 5 月 24 日大法院 2009 다 22549 号で」を「2012 年 5 月 24 日大法院 2009 다 68620 号で」と改める。

○ 第 1 審判決 11 頁 7～9 行「その後差戻審で～大法院に係属中である。」を、次の通り改める。

『その後差戻審で呂運澤(ヨ・ウンテク)らの請求を認容する判決が宣告された後、被告が再び上告し、大法院において 2018 年 10 月 30 日大法院 2013 다 61381 号として上告棄却判決が宣告されたことにより上記差戻審判決が確定した(以下上記関連訴訟の大法院 2012 年 5 月 24 日宣告 2009 다 68620 号上告審判決を「2012 年 5 月 24 日付大法院判決」、大法院 2018 年 10 月 30 日宣告 2013 다 61381 号の破棄差戻後上告審判決を「2018 年 10 月 30 日付大法院判決」という)。』

○ 第 1 審判決 23 頁 4 行～29 頁 19 行までを次の通り改める。

『エ. 消滅時効、または除斥期間の主張に関する判断

1) 被告の主張

原告らの損害賠償請求権は、原告らが主張する不法行為の日から 20 年以上の期間が経過し、既に消滅時効ないし除斥期間が満了して消滅し、原告らに客観的に権利を行使できない障害事由が存在したものでない。原告らが主張する権利行使障害事由は「主観的な障害事由」に過ぎない。

仮に原告らに権利行使障害事由が存在するとしても、①他の強制徴用労働者

らが旧日本製鉄に対して大韓国内で損害賠償請求訴訟を提起した2005年2月頃、若しくは②請求権協定に関する民官共同委員会の発表があった2005年8月頃、あるいは遅くとも③強制徴用労働者に対する大法院判決が宣告された2012年5月24日頃以後には客観的な権利行使障害事由が消滅したと言えるところ、原告らは上記大法院判決宣告日から相当な期間である「6ヶ月」内に訴訟を提起すべきであるのに、原告らは上記大法院判決宣告日から6ヶ月を経過した後に本件訴訟を提起したので、原告の請求権は時効の完成で消滅した。

2) 判断

ア) 原告らの不法行為に基づく損害賠償債権の消滅の可否に関する準拠法もやはり前記のような理由から大韓民国法になる（現行民法によれば、不法行為に関しては消滅時効のみが規定されており、日本法が準拠法であるという前提のもとで除斥期間が徒過したという被告の主張は、さらに検討するまでもなく理由がない）。

不法行為を原因とする損害賠償請求権は、被害者やその法定代理人がその損害および加害者を知った日から3年間これを行使しなかったり、不法行為を行った日から10年が経過すれば、時効により消滅する（民法第766条）。消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使することができる時から進行し、その権利を行使することができない間は進行しないが、ここに言う「権利を行使することができない」場合とは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期限の未到来や条件の不成就などがある場合をいうのであって、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知ることができず、知ることができないことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない（大法院2006年4月27日宣告2006다1381判決など参照）。

ただし債務者の消滅時効に基づく抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則や権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にしたり、そのような措置は不必要であると信じさせる行動をとったり、客観的に債権者が権利を行使できない障害事由あったり、または時効がいったん完成した後に債務者が時効を援用しないような態度を見せて権利者にそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同様の条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり、債務履行の拒絶を認めることが著しく不当であったり不公平になるなどの特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し、権利の濫用として許されない（大法院2011.6.30.宣告2009다72599判決など参照）。

イ) 先に認定した事実によれば、亡金ゴンスに対する被告の行為およびその結果発生という不法行為は1945年の光復(解放)以前に発生したものであって、

原告らの本件の訴えはそれから 10 年が経過した後の 2015 年 5 月 12 日に提起されたことは記録上明白である。しかし先に挙げた証拠や弁論の全趣旨を総合して認められる次のような事実および情況に照らしてみるならば、他の強制徴用者らの関連事件において大法院が 2012 年 5 月 24 日付大法院判決など（大法院は同日三菱重工業株式会社を被告とした 2009 다흐 22549 号事件において同趣旨の判決を宣告した）を通じて請求権協定の適用対象に関する最終的な解釈を判示するまでは、原告らに客観的に権利を行使できない障害事由があったとみるのが相当である。

- ① 被告の不法行為があった後、1965 年 6 月 22 日に韓日間の国交が樹立されるまでは大韓民国と日本国の間の国交が断絶しており、したがって亡金ゴンスや原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしても、これを執行することができなかった。
- ② その後 1965 年に韓日間の国交が正常化した後、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況で、請求権協定第 2 条およびその合意議事録の規定について、請求権協定で大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたとする見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた。さらに日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定して強制徴用者などの請求権を日本国内的に消滅させる措置を取った。
- ③ ところが亡金ゴンスのように強制動員された被害者らが日本で訴訟を提起し始めると、個人請求権、なかでも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅していないという見解が徐々に浮上し、2005 年 1 月頃、韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものとみることはできないという民官共同委員会の見解が 2005 年 8 月 26 日に表明された。
- ④ 民官共同委員会で上記のような見解を表明したとはいえ、これは過去事の事件について被害者ら個人々人に対する具体的な調査を通じて個人別の不法行為の存否およびその権利を個別的に判断した「真実・和解のための過去事整理委員会」の真実糾明決定や裁判所の再審判決の場合とは異なり、強制募集ないし徴用者個人々人の権利に関する具体的な判断は行われなかった。また、民官共同委員会が表明した内容は「請求権協定は、慰安婦、原子爆弾被害者、サハリン同胞に適用されず、日本政府、軍などの国家権力が関与した反人道的な不法行為については請求権協定により解決されたものとみることはできない」というものであり、単に抽象的で一般的な見解

の表明に過ぎない。したがって過去事の事件とは異なり、上記の民官共同委員会の見解表明によって亡金ゴンスの権利行使の障害事由が消滅したとみることはできない。

- ⑤ 先に見た通り、大法院は2012年5月24日付大法院判決などを通じて、強制労働被害者に対する損害賠償請求を棄却した日本の判決は大韓民国の公序良俗に反しているために承認することができず、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれているとは言いがたいから、請求権協定により亡金ゴンスのような強制労働被害者の損害賠償請求権は消滅しなかったとみるべきであり、仮にそのような損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅するのではなく、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権のみが放棄されたものであると判示した。たとえ日本国や日本企業である被告が自らの反人道的な不法行為を認めず、被害補償のためのいかなる措置もとらずにいるとはいえ、日本国と対等な主権国家である大韓民国の最高法院が請求権協定について上記のような解釈を明らかにした以上、上記の大法院判決の宣告により亡金ゴンスないし原告らをはじめとする強制労働被害者らの客観的な権利行使の障害事由は解消されたとみるのが相当である（他の強制動員ないし徴用の被害者らが上記の大法院判決宣告前に日本国または大韓民国に対して訴訟を提起したとしても、それは上記のような訴訟を提起した人々が権利行使の法律上の障害事由を除去するためにとった積極的な試みといえることができるのみであって、このような事情だけで原告らに権利を行使できる法律上の障害事由が消滅したとは言いがたい）。
- ⑥ 被告は、2012年5月24日付大法院判決において本件のような強制徴用者らの損害賠償請求権の消滅時効が完成しなかったとしことは、大法院2010年5月27日宣告2009ㄷ44327判決、大法院2010年9月9日宣告2008ㄷ15865判決に反するものであると主張するが、2012年5月24日付大法院判決は本件のような強制徴用者らの損害賠償請求権に関する事案において「客観的な権利行使の障害事由」があると判断したのであって、事案を異にする大法院2010年5月27日宣告2009ㄷ44327判決、大法院2010年9月9日宣告2008ㄷ15865判決に反するとはいえないので、これと異なる前提に立つ被告の主張には理由がない。
- ⑦ 一方、2012年5月24日付大法院判決が宣告されて以後、被告が破棄差戻審の判決に対して再び上告し、再上告審の判決が2018年10月30日に宣告されることによって初めて差戻審の判決が確定した事実は先に検討した

とおりである。しかし法院組織法第 8 条は「上級裁判所の裁判における判断は該当事件に関して下級審を羈束する」と規定しており、民事訴訟法第 436 条第 2 項は「事件の差戻し又は移送を受けた裁判所は再び弁論を経て裁判をしなければならない。この場合には上告裁判所が破棄の理由とした事実上および法律上の判断に羈束される」と規定している。したがって上告裁判所から事件の差戻しを受けた裁判所はその事件を裁判するに際し、上告裁判所が破棄理由とした事実上および法律上の判断に羈束される。ただし、差戻し後の審理過程で新たな主張や証拠が提出され、羈束的判断の基礎になった事実関係に変動が生じた場合には例外的に羈束力が及ばないことがある(大法院 1988 年 3 月 8 日宣告 87 다키 1396 判決など参照)。また、差戻判決の羈束力は差戻し後の原審のみならず再上告審にも及ぶのが原則である(大法院 1995 年 8 月 22 日宣告 94 다키 43078 判決など参照)。したがって、大法院が 2012 年 5 月 24 日付の大法院判決で判示した請求権協定の適用対象に関する法理は、破棄差戻審および再上告審で差戻判決の羈束力によりそのまま維持されるほかないというべきものであり、原告らの客観的な権利行使の障害事由は、2018 年 10 月 30 日付大法院判決ではなく 2012 年 5 月 24 日付大法院判決によってすでに解消されたとみるのが相当である。

ウ) ただし、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にしたり、客観的に債権者が権利を行使できない障害事由があった場合にも、債権者が債務者の消滅時効の抗弁を阻止するためには、そのような事情が解消された時から相当の期間内に権利を行使しなければならないが、信義誠実の原則によって時効完成の効力を否定する事は、法的安定性の達成、立証困難の救済、権利行使の怠慢に対する制裁を理念とする消滅時効制度に対する重大な例外的制限に当たるから、上記の権利行使の「相当な期間」は特別な事情がない限り民法上の時効停止の場合に準じて短期間に制限されねばならない。したがって個別の事件において著しく特殊な事情があり、その期間の延長を認めることがやむを得ない場合にも、不法行為による損害賠償請求の場合その期間は長くとも民法第 766 条第 1 項が規定する短期消滅時効期間である 3 年を超えることができないと言わねばならない(大法院 2013 年 5 月 16 日宣告 2012 다키 202819 全員合議体判決など参照)。

エ) ところで、2012 年 5 月 24 日付大法院判決等にも関わらず、上記判決の当事者ではない亡金ゴンス及び原告らとしては、上記判決により彼らの損害賠償請求権が請求権協定により消滅しなかったことを確定的に認識し権利を行使することができるようになったとは認めがたく、しかも亡金ゴンス及び原告らは上記大法院判決に従い日本国政府や日本企業である被告が強制労働被害者らの権利救済のための適切な措置をとることを期待する可能性もあった

ところ、韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的不法行為を行った侵略国である日本国及びこれに便乗した日本企業である被告は強制労働被害者らの権利行使を督促したり被害補償のためのいかなる措置もとらないまま、むしろ現在まで請求権協定に関する情報公開すら拒否し、強制労働被害者らの権利行使を困難にする法的措置をそのまま維持している。このような事情である以上、強制労働被害者らの場合権利行使の相当な期間は時効停止に準じる期間より延長して認めるのが相当と言えるところ、原告らは2012年5月24日付大法院判決が宣告されたときから3年を経過する前である2015年5月12日に本件訴訟を提起したから、結局原告らは権利行使の相当な期間内に本件訴訟を提起したといえることができる。

オ) したがって被告の上記主張はすべて理由がない。』

3 結論

そうであれば、第一審判決は正当であるから被告の控訴を棄却することにして、主文のとおり判決する。

裁判長 判事 金ハンソン
判事 李チャウン
判事 梁ソウン